

足利市創業者ステップアップ補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新規創業者が行う専門家相談や広告宣伝、スキルアップ等に対して、予算の範囲内において足利市創業者ステップアップ補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、新規創業者の事業の発展・早期経営の安定化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項に規定する特定創業支援等事業により支援を受けた者
- (2) 足利市内に事業所等を有する創業後5年未満の個人又は会社
- (3) 申請時点で納期限が到来した市税に滞納がない者
- (4) 営業に関して関係法令を遵守し、必要な許認可等を取得している者

2 前項に掲げる者のうち、申請時点において、既に行っている事業又は行っていた事業に係る廃業等の手続の完了が確認できる者は、補助対象者としてすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 足利市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は第6条に規定する暴力団密接関係者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可・届出が必要な業種並びにそれらに類似する業種を営む者
- (3) 当市が助成金を交付するにあたり、当市が社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、次に掲げる費用（消費税及び地方消費税を除く。）とし、事業の推進に真に必要なものとする。

- (1) 専門家相談費
- (2) 広告宣伝費
- (3) スキルアップ（人材育成）費
- (4) その他市長が認める経費

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、同一年度において、1事業者あたり100,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象事業の終了した日が属する年度内に交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 事業を開始した日が分かる書類

ア 個人の場合は、開業届の写し

イ 法人の場合は、登記簿謄本の写し

(2) 認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書の写し

(3) 補助事業の内容・実施期間が確認できる書類の写し

(4) スキルアップ（人材育成）費においては、資格取得・認定試験等の場合は、補助対象事業の合格・修了等を証する書類の写し

(5) 補助対象経費の支払いを確認できる書類の写し

(6) 申請者名義の通帳の写し

(7) その他市長が特に必要と認める書類

3 市長は、特に理由があると認めるときは、第1項の交付申請書に記載すべき事項又は前項の添付書類の一部を省略させることができる。

(交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付額を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否及び交付額を決定したときは、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は、補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

3 第2項の規定により交付決定を受けた者は、速やかに市長に市所定の請求書を提出するものとする。

4 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他法令等又はこの要綱に違反したとき。

2 第6条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合に準用する。

(補助金等の返還)

第8条 市長は、前条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消し、又は変更した場合において、当該交付決定の取消し又は変更に係る部分に関し、

既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業に係る経理について、収支の事実を明らかにした証拠書類及び帳簿等を整理しなければならない。

2 前項の証拠書類及び帳簿等は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。